

# 平成25年度 事業計画書

社会福祉法人  
神崎町社会福祉協議会

## — 社協が“みんなの社協”であるために —

### I 神崎町社協の使命

本会は地域福祉推進の中核的組織として「誰もが安心して暮らすことのできるまちづくり」を推進することを使命とします。

### II 神崎町社協の理念

(1) 地域住民が共に支えあい安心して生活ができる地域をつくります。

(2) 地域住民の様々なニーズに応え、地域に密着したきめ細かな福祉サービスを展開いたします。

(3) 地域福祉を推進するネットワークをつくります。

### III 事業方針

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、我々の生活に大きな被害をもたらし、さらに我々のこれまでの考え方や生き方に大きな変化を与えることとなりました。

この変化の中には、地域社会を見直し、地域社会の協働・連携を強化することで災害等に 対処して行こうとする考え方があり、より多くの住民から支持され、地域社会の結束力がこれまで以上に求められてきています。

このような中、今まで培ってきた公私協働による福祉推進組織である社会福祉協議会は、「共助」(支え合い)により、地域福祉の専門機関として地域社会の変化に柔軟に対応できるよう、各種、在宅福祉サービス提供(介護保険サービス含む)を通じ地域のニーズを把握し、地域に密着した、きめ細かな地域福祉活動を展開いたします。

### IV 重点事項

#### 1 会の運営

本会は民間団体として主体的な経営判断を行い、かつ地域に開かれた組織体制を確立し、公共性と民間性をあわせもつ地域福祉をすすめる団体として、地域住民から信頼される組織づくりを目指します。

また、安定した運営を目指すうえでの財源確保、業務の効率化、費用対効果に着目し事業を実施します。

そのため、事業にかかる意思決定や事業執行に責任を負う理事会の役員体制（理事定例会）の活性化を図るとともに、地域の総意をもって包括的に地域福祉を推進するため評議員による重要事項の決定は元より、その意見を反映させ、住民の参画や協力を得る仕組みをつくります。

- (1) 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図ると伴に情報公開等により説明責任を果たします。
- (2) 適切な法人運営にかかる理事会・評議員会の開催や地域福祉に関する勉強会（理事定例会）を実施する他、近年における事業・業務・活動の内容に変化があることから、この業務量について専門家の指導により業務量を的確に把握するとともに業務改善を行います。
- (3) 事業の展開にあたっては、住民参加の徹底を図ります。
- (4) 事業の効果、コスト把握など事業評価を適切に行い、効率的で効果的な自律した経営を行います。  
また、経営の透明化を図るべく、法人全体としての事業の収支状況を把握できるよう会計整理を行うとともに、平成23年に改正された社会福祉法人会計基準への移行について、本年中に経理規程及び関係規定に変更いたします。
- (5) 事務局は事業を円滑に推進するため、総合的な指揮・監督を行う事務局長を中心に、その要となる法人運営及び地域福祉活動と、介護保険サービス事業及び各種在宅福祉サービスの二部門とし、横断的に事業が実施されるよう体制強化を図ります。また、職員の資質向上に向け、外部研修及び施設内研修を実施いたします。

## 2 介護保険サービス事業経営の改善と質の高いサービス提供の実施

- (1) 平成24年4月介護保険法の改正により介護報酬単価が減算となるなか、サービス内容を検討し、地域に信頼される介護サービスを提供いたします。このサービス提供により充足率を高め、安定した経営が行われるよう努力いたします。
- (2) 介護保険サービス3事業において、つながりのある介護サービスを提供し、在宅における個別支援（在宅でがんばってみる・地域で暮らすことの実現化）を図ります。
- (3) 地域包括支援センターとの連携体制を整備します。

## 3 在宅福祉における、介護保険以外のサービス

高齢者、障害者における、公的サービスは整うと同時に身近になり、サービス提供されているが、しかし、現代は家族機能の脆弱化などにより「自助」の基盤が弱く、生活課題は複雑・多様化しています。この生活課題は、公的な制度・サービスでは対応困難なことが多くあることから、民生・児童委員と連携を図りつつ、介護サービス事業の経営に配慮し在宅における介護保険以外のサービスを展開し、地域の生活課題の解決を図ります。

これにより、「住み慣れた地域や家で」の思いを実現するため努力いたします。

また、高齢者のケアにあっては、医療や介護が中心で、予防に対する活動が不足していることから、高齢者の関心事である「健康維持」・「健康増進」について、地域における運動の習慣化を目的とした高齢者健康増進活動の実施及び、介護予防事業及び地域支援事業について参画し推進いたします。

## 4 地域活動の基盤整備

町と協議し、町民の、地域活動への入り口を整え、コミュニケーションによって人と人の間につなが

りをつくることで連帯感を促し、「共助」（支え合い）の意義の確立を図ります。

町民の方が、やりがいを感じる活動の入り口は、たくさんあり、町民の方がニーズに気づき、やれること、やりたいことをベースに、いかに、その活動を通じて次の生活課題を見つけて展開していくような流れをつくることが、地域活動の意義であり社会福祉協議会の役割です。

- (1) 住民活動も含めたボランティア活動の支援体制について関係機関と協議し再構築を図ります。
- (2) 地域における住民活動等の情報収集と、情報提供ができる体制を整備します。
- (3) 従来からの地域福祉推進活動（いきいきサロン活動等）について、地域性に配慮するなかで、柔軟に対応できるよう体制を整備します。

## V 事業実施計画

総務班

事業名・目的	主な実施事項
1, 法人運営及び連絡調整 会の運営と組織・財政の強化及び事業の推進並びに連絡調整を図る。	(1) 理事会及び評議員会の開催 (2) 監事監査及び、内部監査の実施 (3) 会費募集運動（会員管理） <u>(4) 業務量について専門家の指導により業務量を把握し業務改善を行います。</u>
2, 介護サービス事業経営分析の実施 経営改善の検討に必要な経営分析について実施する。	(5) 介護サービス事業経営分析の実施 ・介護サービス3事業経営診断について全社協に「経営診断」を依頼し実施。
3, 職員研修の実施 職場内における研修を実施し、職員の質の向上を図る。	(6) 担当事業ごとに、職場内で職員研修を実施する
4, 福祉資金貸付（社協単独貸付）、生活福祉資金、離職者支援資金、長期生活支援資金、要保護世帯向け長期生活支援資金、高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金貸付（以下「老障資金」という。）事業  低所得世帯、失業者世帯、要保護世帯、高齢者及び重度障害者世帯に経済的自立と安定した生活の維持を図るために、福祉資金貸付（社協単独貸付）、生活福祉資金、離職者支援資金、長期生活支援資金、要保護世帯向け長期生活支援資金並びに、老障資金の周知、利用促進を図る。	(7) 各種資金（雇用対策関係貸付資金含む）の利用促進 (8) 貸付制度の周知及び貸付の促進 (9) 資金の運営及び貸付状況の管理 ・貸付運営委員会の開催
5, 日常生活自立支援事業の支援 高齢者や障害者が地域で自立した生活を送れるように、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助などを行う。	(10) 日常生活自立支援事業 (11) かとり広域後見支援センターとの支援計画に関する連絡調整及び事務連絡 (12) 生活支援員と支援計画に関する連絡調整 (13) 制度の周知及び促進

## 地域福祉事業班

事業名・目的	主な実施事項
1, 社会福祉大会 社会福祉の啓発と意識の高揚を図るべく、世代間のふれあいを主にした大会を開催する。	(1) 第1回社会福祉大会について実施いたします。
2, 企画・広報事業 ・地域社会づくり、地域協働活動の普及及び定着化を目指した情報（広報）活動の積極的展開 ・社協活動や地域の福祉情報等をホームページにて配信します。	(2) イメージキャラクター「ふくちゃん」を活用した、地域社会づくりを応援する広報紙「ふれあい」の発行 年4回発行 (3) 社協の事業紹介等の情報を電子化して配信するホームページにとどまらず、「神崎町の福祉情報の共有の場」として社協のホームページを位置づけ「神崎町の福祉ポータルサイト」として電子情報を配信します。 年4回更新
3, 助成事業 地域社会づくり、地域協働活動の普及及び定着化を推進するため、活動団体等へ活動財源を助成する他、地域における「いきいきサロン活動」においても、その活動に財源助成する。	(4) ボランティア団体、当事者団体、福祉教育推進校、地区社会福祉協議会、福祉団体等の活動団体等へ活動財源の助成及び「いきいきサロン活動」においても、その活動に財源助成
4, 地域福祉活動推進事業 誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目指した地域協働活動として、地域による「ともだちの輪」活動の実施。 また、地域における福祉コミュニティの基盤となる「いきいきサロン」活動の促進と支援活動を行う他、活力ある高齢社会に向けての意識啓発を行うとともに、高齢者の生きがいと健康づくりの活動及び地域の力を養う事業として、ソフランCLUBを実施する。	(5) 地域の老人クラブの協力による、「ともだちの輪」活動を実施する。(地域において、地域の高齢者自らが目となり、地域の福祉コミュニティを形成する。) (6) 地域における福祉コミュニティの基盤となる「いきいきサロン」活動の推進にあつては、「気軽に」「楽しく」「無理なく」を実施のコンセプトに活動が継続していくよう社協役員等の協力の基に推進します。 (7) 早期高齢者の生きがいと健康づくりを支える仲間づくりを支援しつつ、地域の力（地域活動者）を養うべく、本年度65才到達者を対象にソフランCLUB15期を実施する。

## 地域福祉事業班

事業名・目的	主な実施事項
<p>5, 地域ぐるみネットワーク事業</p> <p>地域福祉コミュニティ形成のための基盤である地区社会福祉協議会活動を支援し、地域協働活動の推進を図る他、児童の福祉学習の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動における情報の収集及び提供と体制整備</li> </ul>	(8) 神崎地区社会福祉協議会、米沢地区社会福祉協議会活動において地域協働化が図られるよう運営支援を行う。
<p>6, ボランティア活動支援事業</p> <p>参加型福祉社会の基盤づくりを目指したボランティア活動の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民活動も含めたボランティア登録制度の再構築</li> </ul>	<p>(9) 児童の福祉学習の一環として、<u>小学4年、5年生</u>を対象にした「わくわく体験塾」を開催する。</p> <p>(10) ボランティア活動団体及び個人ボランティアに対しての相談支援を行う他、ボランティアを必要とする施設等への紹介並びに活動に対するコーディネートを行う他、養成講座を開催する。</p> <p>(11) ボランティア活動時における事故等についての支援（ボランティア保険）を行う。</p> <p>(12) ボランティア活動の推進にあたり、ボランティア連絡協議会と連絡調整を行う。 ・ボランティア、住民活動の総合的な支援体制の構築について関係機関と協議を行う。</p>
<p>7, 共同募金運動</p> <p>この運動は、赤い羽根募金として住民に多様な民間の社会福祉活動の必要性を訴え、一人ひとりがこの運動（「寄付する人も募る人もボランティア」）を理解し、運動に参加するよう地域自治会等を通じ活動いたします。</p>	(13) 赤い羽根募金運動として自治会をとおしての戸別募金活動の実施他、職域募金活動のクオカード募金を毎年10月1日より実施する。
<p>8, 障害児者交流事業</p> <p>香取特別支援学校の児童、生徒と「ふれあい」をとおして、知的障害における行動等について地域の理解を深めることを目的とした事業を実施する。また、障害や疾病別の意見交換会を実施し、個々の障害・疾病等について理解を深める。</p>	(14) 知的障害について、地域の理解を深めべく、香取特別支援学校行事に参加協力する他、プラザ花壇整備を生徒と行う

## 地域福祉事業班

事業名・目的	主な実施事項
<p>9, 日本赤十字活動の協力 赤十字の原則（「人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性」という 7 つの普遍的な原則）による各種活動に対して、神崎町分区事務局として支援を行う。</p>	<p>(16) 日本赤十字社千葉県支部のもとで赤十字活動を、神崎町分区事務局として支援する。        • 赤十字社員の募集運動（毎年 8 月実施）        • 災害時における物資の配布        • 災害地への義援金募集にかかる周知活動の支援        • 赤十字奉仕団への支援</p>
<p>10, 建設業協会奉仕作業への協力 建設業協会がボランティア活動の一環として行う。無報酬で公共施設及び生活困窮者の家屋の修繕等について側面的支援を行う。</p>	<p>(17) 生活困窮者に対し、町建設業協会が無報酬にて実施する家屋修繕ボランティア活動（毎年 8 月中旬）について、対象者の把握及び修繕箇所の把握等を行う。</p>

## 在宅福祉事業班

事業名・目的	主な実施事項
<p>1. 介護保険サービス事業</p> <p>高齢化により、寝たきりや認知症の高齢者が急速に増えた中、介護が必要な期間の長期化や、介護する家族の高齢化などが進んでおり、家族による介護では十分な対応が困難となっています。こうした中、神崎町においても、介護問題は老後生活最大の不安要因となっています。</p> <p>地域福祉活動を推進するなかで、この問題にあっては解決に向けた努力が必要なことから、介護保険サービス事業者として自ら介護サービス3事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防通所介護、通所介護サービス (老人デイサービス事業)</li> <li>・予防訪問介護、訪問介護サービス (居宅介護等事業)</li> <li>・居宅介護支援事業及び介護予防支援業務の受託</li> </ul>	<p>(1) 予防通所介護・通所介護サービス</p> <p>要支援・要介護高齢者の心身機能の維持向上と併せて、介護者の身体的・精神的な負担の軽減をはかるために、デイサービスセンターで健康チェック・入浴・食事・生活指導・レクリエーション・機能回復訓練等を通所による各種サービスを提供しています。</p> <p>※ 口腔機能向上及び運動機能向上サービスについて、民間事業所とタイアップし良質なサービス提供により、集客(増収)を図る。</p> <p>(口腔機能向上サービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔機能改善管理指導計画に基づいた歯科衛生士によるサービスの実施</li> <li>・歯科医師による、歯科検診の実施 (運動機能等向上サービス)</li> <li>・(株)セントラルスポーツから提供される個別運動機能向上プログラムにより、トレーナー及び看護師にて運動器具(4機種)を利用したサービスを提供する他、日常生活における個別機能訓練を提供します。</li> </ul> <p>※ 家族における介護負担を軽減するため、長期連休において休日営業する。</p> <p>(2) 予防訪問介護・訪問介護サービス</p> <p>訪問介護員が利用者(要支援者・要介護者)のお宅を訪問し、必要な生活援助や身体介護等を行います。</p> <p>(3) 居宅介護支援事業及び介護予防支援業務の受託</p> <p>要介護1~5の状態の方の生活状況やご家族の状態等を考慮した介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、介護サービス事業者と連絡調整をはかり自立した快適な日常生活が送れるよう支援します。</p>

## 在宅福祉事業班

事業名・目的	主な実施事項
	<p>また、地域包括支援センターから委託を受け介護予防ケアマネジメント業務を行う。</p>
<p>2, 障害福祉サービス</p> <p>身体障害者及び知的障害者が、自立した日常生活や社会生活を可能とするために、障害者自立支援法により、訪問による自立支援を行う</p>	<p>(4) 居宅介護及び重度訪問介護</p> <p>訪問介護員が利用者（身体障害・知的障害者）のお宅を訪問し、必要な生活援助や身体介護等を行います。</p>
<p>3, 移送サービス</p> <p>高齢者及び身体障害者等で公共交通機関での移動に支障がある者に対して、道路運送法の福祉有償運送登録により、福祉車両（車イス対応車両）にて移動手段を提供する。</p>	<p>(5) 介護保険法による要支援・要介護者及び身体障害者福祉法における身体障害者等で移動に支障がある者に対して、福祉車両（車イス対応車両）を使用し、有償ボランティア（運転及び介助）の協力の下に移動手段の提供を行う。</p>
<p>4, 配食サービス</p> <p>在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、配食を行うことにより、食生活の確保・改善を通して健康保持を図るとともに、定期的なふれあいから在宅生活を支援する。</p>	<p>(6) 高齢者向けに調理（特別養護老人ホームにて調理）された弁当を、週2回、配達ボランティアの協力により、安否確認を含め、70才以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯を対象に、食事サービスを提供する。</p>
<p>5, 生きがいづくり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニデイサービス</li> </ul> <p>地域のボランティア等の協力により高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所により各種サービスを提供し、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることを予防する。</p>	<p>(7) 町地域支援事業との調整により、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる為の事業として、75才以上の「一人暮らし高齢者」及び「閉じこもりがちな高齢者」の生きがい支援と「アクティビティー活動」を中心とした残存機能の維持を図ることを目的に、憩いの場を住民活動（ボランティア）の協力により地域（地域福祉センター及び地域のコミュニティーセンター）において実施する。</p>

## 在宅福祉事業班

事業名・目的	主な実施事項
<p>・高齢者健康増進活動 高齢者のケアにあっては、医療や介護が中心であります。この状況において、予防に対する活動が不足していることから、高齢者の関心事である「健康維持」・「健康増進」について、地域における運動の習慣化を目的とした高齢者健康増進活動を実施いたします。</p>	(8) 高齢者健康増進活動は、「ウォーキング教室」、「ろくGOジム」(CGT マシントレーニング)について、サポーター（ボランティア）を育成しつつ、高齢者における運動の習慣化と健康増進を図る。
<p>6, 神崎町介護予防事業の受託 介護法により保険者が実施することとなる介護予防事業について受託し業務を実施いたします。</p>	<p>(9) 地域支援事業の受託</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防普及啓発事業 「元気あっぷ」教室</li> <li>・2次高齢者介護予防通所事業 運動機能向上教室 口腔機能向上教室</li> </ul>
<p>7, 日常生活用具貸付事業 日常生活用具等を一時的に貸付けることにより、在宅の高齢者及び重度障害者及びその家族の日常生活を支援する。</p>	(10) 病院や福祉施設等を退院・退所し、在宅で療養生活等を行うにあたり早急に、日常生活用具（介護用ベッド・エアーマット・車イス・歩行器等）が必要な場合に、一時的に有償にて貸し出します。
<p>8, 福祉車輛貸出事業 心身障害者（児）及び介助が必要な高齢者とその家族の日常生活における移動手段の支援として、福祉車輛（車イス対応車輛）を貸し出します。</p>	(11) 外出及び通院等の移動手段として、心身障害者（児）及び介助が必要な高齢者とその家族に実費（ガソリン使用量の補給）にて、福祉車輛（車イス対応車輛）を貸し出します。
<p>9, 介護保険以外の介助サービス</p>	(12) たすけっと事業 高齢者、障害者における、公的サービスは整うと同時に身近になり、サービス提供されている。しかし、現代は家族機能の脆弱化などにより「自助」の基盤が弱く、生活課題は複雑・多様化している。この生活課題は、公的な制度・サービスでは対応困難なことが多くあることから、介護サービス事業の経営に配慮しつつ、在宅における介護保険以外の介助サービスを展開する。

在宅福祉事業班

事業名・目的	主な実施事項
10, 徘徊高齢者等家族支援サービス事業	(13) 著しい徘徊行動がある高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者及びこれらに準ずる者を在宅で介護する者に対し、徘徊高齢者等家族支援サービス事業（徘徊高齢者等の現在位置を探索するための端末機器貸出）を実施することにより、徘徊高齢者等の早期発見と安全の確保を図るとともに介護者の身体的、精神的負担を軽減し、もって徘徊高齢者等及びその介護者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
11, 福祉サービスに対する苦情解決  本会が行う福祉サービスに関わる苦情解決の仕組みを整備するとともに、利用者の権利を擁護し、福祉サービスの適切な利用を支援する。  また、本会における福祉サービスの信頼を確保する。	(14) 苦情解決にあたり、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、苦情に対し適切に対応する他、苦情解決に社会性や客観性を確保するとともに福祉サービスの利用者の立場や、特性に配慮した対応を推進するため、第三者委員3名を置き苦情解決に対応する。

平成25年度月別年間計画

月	総務班	地域福祉事業班	在宅福祉事業班	福祉団体行事関係
4	・第11回社会福祉大会実施検討会議		○生きがいづくり事業（ミニデイ：毎月2回） ○配食サービス（通年 隨時） ・配食サービスボランティア連絡会議 ○移送サービス（通年 隨時） ・事業方針検討会議（運営委員会の開催）の実施 ・移送サービスボランティア連絡会議	・ボランティア連絡協議会プルタブ回収（毎月1回第2月曜日）：町ボラ連 ・老連総会：町老連 ・北総剣道大会協力：町奉仕団
5	・内部経理検査・監事監査（決算） ・第1回理事会・評議員会（5月下旬） ・普通会員募集	・広報「ふれあい」No.122発行	○日常生活用具貸付（通年 隨時） ○福祉車両貸し出し事業（通年 隨時） ◆《介護保険》居宅介護支援事業（通年 隨時） ◆《介護保険》訪問介護事業（通年 隨時） ◆《介護保険》通所介護事業（通年 隨時） ○《障害福祉自立支援》居宅介護（ホームヘルプ）及び重度訪問介護事業（通年 隨時） ○《介護保険外サービス》 ・たすけっと事業（通年 隨時） ・徘徊高齢者等家族支援サービス事業（通年隨時）	・母子寡婦福祉会総会：町母子寡婦 ・老連グランドゴルフ大会：町老連 ・手をつなぐ親の会総会：町手をつなぐ親の会 ・ボランティア連絡協議会総会：町ボラ連
6	・介護サービス3事業経営診断（6月下旬） ・第11回社会福祉大会実施検討会議	・神崎地区社協会議（事業別部会隨時開催） ・米沢地区社協会議（役員会隨時開催）	◆《介護保険》居宅介護支援事業（通年 隨時） ◆《介護保険》訪問介護事業（通年 隨時） ◆《介護保険》通所介護事業（通年 隨時） ○《障害福祉自立支援》居宅介護（ホームヘルプ）及び重度訪問介護事業（通年 隨時） ○《介護保険外サービス》 ・たすけっと事業（通年 隨時） ・徘徊高齢者等家族支援サービス事業（通年隨時）	・県老連特選演芸会：町老連 ・赤十字奉仕団総会：町奉仕団 ・香取地区老連総会：町老連
7		・障害者の集い（意見交換会） ・登録ボランティア研修	○《介護保険外サービス》 ・たすけっと事業（通年 隨時） ・徘徊高齢者等家族支援サービス事業（通年隨時） ○高齢者健康増進活動 ・「ウォーキング教室」（全12回） ・「ろくGOジム」（毎週月・木開催） ○神崎町介護予防地域支援事業の受託業務 ・「元気あっぷ」教室（5月～3月 14回開催） ・2次高齢者介護予防通所事業 運動機能向上教室（9月～3月 12回開催） 口腔機能向上教室（9月～3月 12回開催）	・老連利根川河川敷愛護月間協力（河川敷清掃）：町老連 ・母子寡婦福祉会日帰り研修：町母子寡婦 ・手をつなぐ親の会親子レク：町手をつなぐ親の会
8	・内部経理検査 ・第11回社会福祉大会実施検討会議	・小学生「わくわく体験塾」（8月上旬） ・日赤社資募集運動 ・建設業協会奉仕作業（8月中旬） ・神崎地区社協会議 ・広報「ふれあい」No.123発行	○高齢者健康増進活動 ・「ウォーキング教室」（全12回） ・「ろくGOジム」（毎週月・木開催） ○神崎町介護予防地域支援事業の受託業務 ・「元気あっぷ」教室（5月～3月 14回開催） ・2次高齢者介護予防通所事業 運動機能向上教室（9月～3月 12回開催） 口腔機能向上教室（9月～3月 12回開催）	・香取地区老連スポーツ大会：香取地区老連 ・赤十字奉仕団防災訓練（炊出し・避難訓練）：町奉仕団
9	・第2回理事会・評議員会（9月上旬） ・理事、監事介護保険事業経営会議（9月中旬）	・ソフ・ランCLUB第15期生講座開講（毎月1回開催：全7回） ・米沢地区社協会議 ・神崎地区社協 高齢者日帰り旅行		・老連秋季親睦旅行：町老連 ・老連グランドゴルフ大会：町老連 ・ボランティア連絡協議会研修会：町ボラ連
10	・理事、監事、評議員合同会議（10月下旬） ・第11回社会福祉大会実施検討会議	・共同募金運動（10～12月） ・神崎地区社協 小学校協力事業（10月～2月） ・米沢地区社協 高齢者日帰旅行 ・米沢地区社協 大平台フェスティバル		・老連プラザ清掃：町老連 ・母子寡婦福祉会親睦旅行：町母子寡婦 ・なんじやもんじやいきいきフェスティバル参加：町身障福祉会・町奉仕団
11	・賛助会費・法人会費募集月間 ・内部経理検査	・広報「ふれあい」No.124発行 ・ソフ・ランCLUB卒業生合同研修会 ・なんじやもんじやいきいきフェスティバル参加（共募運動）		・老連歳末慰問：町老連
12	・第11回社会福祉大会実施検討会議	・神崎地区社協日常生活用品配布事業 ・神崎地区社協会議		・新年会：町身障福祉会、町老連、町母子寡婦会
1	・第11回社会福祉大会実施検討会議 ・理事、監事、評議員合同会議	・香取特別支援学校交流事業（餅つき大会） ・広報「ふれあい」No.125発行		・老連交通安全教室：町老連 ・母子寡婦福祉会施設見学：町母子寡婦 ・ボランティア連絡協議会親睦会：町ボラ連
2	・内部経理検査 ・第11回社会福祉大会	・ボランティア養成講座		・老連グランドゴルフ大会：町老連
3	・第3回理事会・評議員会	・ソフ・ランCLUB第15期生「閉校式・卒業旅行」		
その他の事業				
○理事定例会（第1月曜日） ○業務改善検討会 ○資金貸付事業調査委員会（随時） ○各種会議（随時出席） ○ともだちの輪活動 ○いきいきサロン実施協力 ○香取特別支援学校花壇管理委託  ○日常生活自立支援事業（通年） ○ボランティア活動コーディネート及び活動支援業務 ○社協ホームページ更新				